

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人岡山NPOセンター（以下「当法人」という。）が支給する慶弔金について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者に適用する。

- (1) 当法人の役員
- (2) 当法人の職員、正会員、役員前任者及び顧問のうち理事会が認める者

(結婚祝金)

第3条 次の各号に掲げる場合には、当該各号の定めるとおり祝意を表する。

- (1) 役員が結婚した場合 祝電又は祝文及び祝金1万円の支給
- (2) 第2条第2号に規定する者が結婚した場合 祝電又は祝文

(出産祝金)

第4条 次の各号に掲げる場合には、当該各号の定めるとおり祝意を表する。

- (1) 役員又はその配偶者が出産した場合 1産児につき祝金1万円の支給
- (2) 第2条第2号に規定する者又はその配偶者が出産した場合 1産児につき祝金5000円の支給

(死亡弔慰金)

第5条 次の各号に掲げる場合には、当該各号の定めるとおり弔意を表する。

- (1) 役員の死亡の場合 供花及び弔慰金5000円の支給
 - (2) 第2条第2号に規定する者が死亡の場合 弔電
- 2 配偶者の場合は、次の各号の定めるとおり弔意を表する。
- (1) 役員の配偶者の場合 供花
 - (2) 第2条第2号に規定する者が死亡の場合 弔電

(緊急判断)

第6条 緊急の場合又は特別に要請があった場合には、代表理事の判断により対応し、後日、理事会に報告する。

附則

- 1 この規程は平成19年4月27日から施行する。
- 2 令和4年10月24日、一部変更。(令和4年第4回理事会)